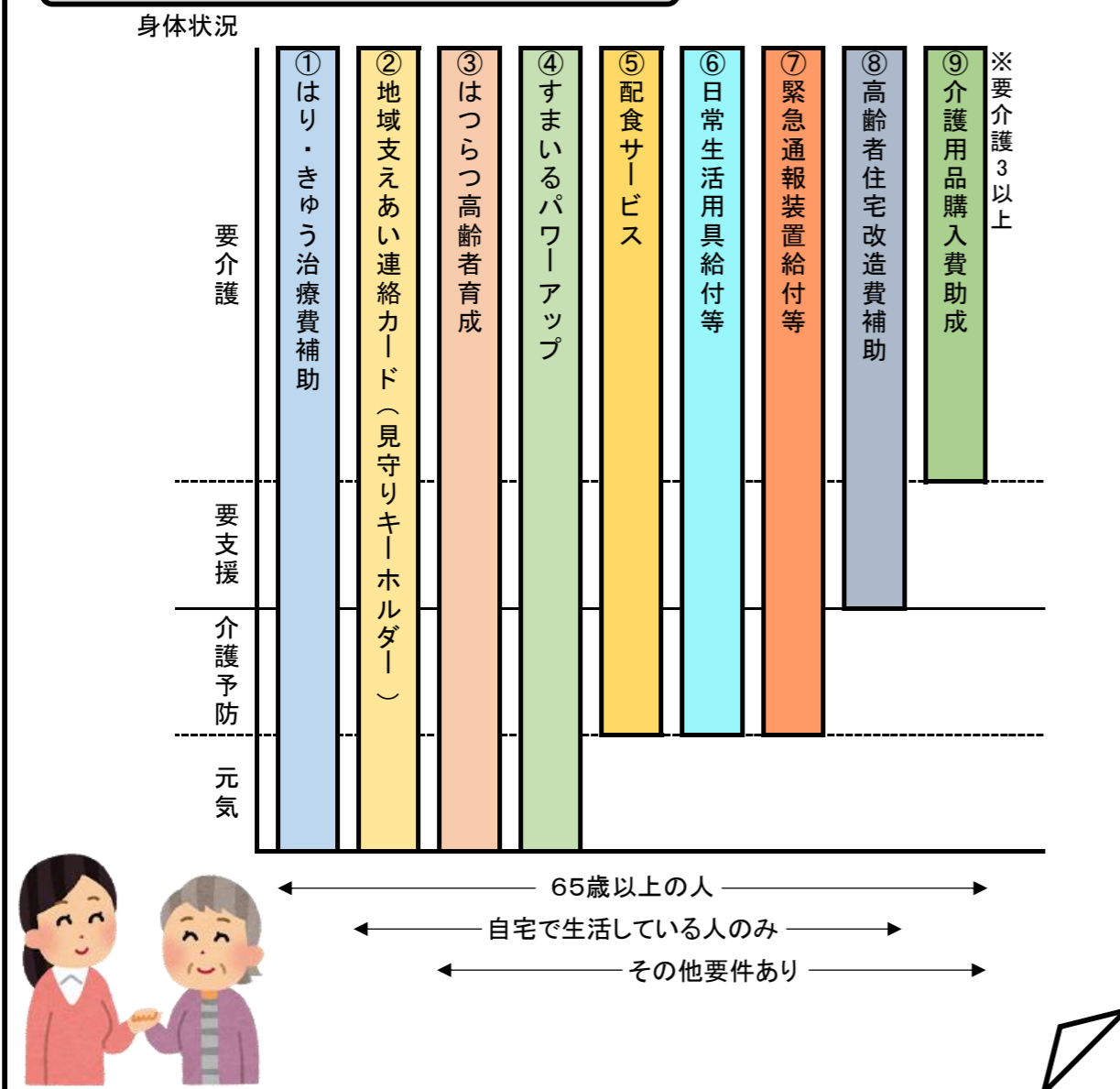


平成29年度 高齢者福祉事業のご案内

福津市では、介護保険制度で利用できるサービス以外に、下記のサービスを実施しています。介護認定の有無や世帯状況など、サービスによって利用要件が異なります。詳細はお問い合わせください。

身体状況と利用できるサービス早見表



<問合せ・申込み先>

福津市役所 高齢者サービス課高齢者福祉係
 電話 0940-43-8298 FAX 0940-34-3881

① はり・きゅう治療費補助

健康増進のため、はり・きゅう施術料の一部を補助します。

【利用要件】65歳以上の人

【利用方法】「福津市はり・きゅう登録証」を指定の施術業者に提示ください。

【利用回数】ひと月5回まで、1回の施術につき500円の助成が受けられます。

【申込方法】印かん、身分証明証(保険証など)をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください(家族による代理申請可)。



② 地域支えあい連絡カード(見守りキーホルダー)

緊急時や災害時だけでなく、日ごろから地域で支えあう仕組みづくりのため、地域支えあい連絡カードの登録をおすすめしています。登録者には、見守りキーホルダーとシールをお渡ししています。

【利用要件】65歳以上で在宅で生活している人

【申込方法】印かん、身分証明証(保険証など)をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください(家族による代理申請可)。また、民生委員の訪問による代理申請もできます。お住まいの地域の民生委員へご相談ください。



③ はつらつ高齢者育成

専門スタッフがいる市内の施設で、同じ世代の人と一緒に、体操や機能回復訓練、レクリエーションを通じて介護予防をおこないます。

【利用要件】65歳以上で心身機能の低下等から閉じこもりがちの人

【利用回数】月曜日から金曜日までの希望の曜日で週2回まで利用できます。

【利用料金】1回あたり820円(昼食代を含みます。)

【実施施設】(福 間)デイサービスセンター愛あい (津屋崎)津屋崎園デイサービスセンター
 ※ 必要に応じて送迎もあります。

【申込方法】印かん、介護保険証、障害者手帳(ある人)をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください(家族による代理申請可)。その後、施設を見学していただき、利用の回数や可否を決定します。

東福間3丁目4番7号
 奴山1174番地



④ すまいるパワーアップ

筋力の低下による閉じこもりや、転倒による要介護状態への移行を予防するため、市健康福祉総合センター「ふくとぴあ」健康パラダイスの利用料の一部を補助します。

【利用要件】65歳以上の福津市の介護保険被保険者

【利用回数】1年間に25回まで利用できます。

【利用料金】1回につき100円(通常利用は320円)

【申込方法】印かんと介護保険証をお持ちの上、健康パラダイスまたは市役所に申請書を提出ください。
※申請後、健康度測定(自己負担額1,620円)を受けていただき、運動に問題がない場合、会員証を交付します。



⑤ 配食サービス

心身機能の低下により食事の準備が困難な人に、栄養バランスのとれた夕食(弁当)を定期的にお届けし、配達時には安否確認をおこないます。

【利用要件】ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯であり、食の確保と外部からの見守りが必要な人

【利用回数】夕食のみ、週5回まで利用できます。

【利用料金】1食につき410円

【申込方法】印かん、介護保険証、障害者手帳(ある人)をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください(家族による代理申請可)。その後、利用の可否や回数を決定します。



⑥ 日常生活用具給付等

心身機能の低下により、防火の配慮が必要な人のご自宅に、火災報知器や自動消火器の設置をおこないます。

※火災報知器は⑦に記載の緊急通報装置と併設の場合のみ設置可能です。

【利用要件】ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯であり、防火の配慮が必要な人

【設置費用】生計中心者の所得税額によって異なります。

【申込方法】印かん、介護保険証、障害者手帳(ある人)をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください(家族による代理申請可)。その後、利用の可否を決定します。

⑦ 緊急通報装置給付等

発作を伴う病歴等により、緊急時の対応に不安がある人のご自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時の連絡手段の確保をおこないます(24時間体制で相談員・看護師が対応します)。

【利用要件】ひとり暮らし等で、心臓疾患や脳血管疾患など発作を伴う病歴がある人

【設置費用】生計中心者の所得税額によって異なります。

【申込方法】印かん、介護保険証、障害者手帳(ある人)をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください(家族による代理申請可)。

※緊急時の連絡先として、協力員(ご近所にお住まいの人で3人程度)の登録が必要です。



⑧ 高齢者住宅改造費補助

安全な在宅生活の支援と、介護負担の軽減を目的とし、高齢者に配慮した住宅改造をおこなう際に必要な資金の一部を補助します。ただし、介護保険の住宅改修の支給限度額をすでに超えており、該当する工事が介護保険の対象とならない部分の工事であることが要件となります。

【利用要件】次の①～③のいずれかに該当する人又は同居している人で、その世帯が生活保護世帯又はその世帯の生計中心者が住民税及び前年所得税非課税の世帯であること。

①要支援1以上の介護認定を受けている人

②1級または2級に該当する障害者手帳の交付を受けている人

③障害の程度がAに該当する療育手帳の交付を受けている人

【助成金額】1住宅につき限度額30万円

【申込方法】必ず工事着工前に市役所へご相談ください。

⑨ 介護用品(紙パンツ等)購入費助成

重度の要介護状態にある高齢者の方を対象に、衛生の維持と介護される方の経済的な負担軽減を目的に、紙パンツ等の介護用品購入にかかる費用を助成します。

【利用要件】要介護3以上の介護認定を持っていて、常時紙パンツ等を使用している人

【利用方法】現物給付(=配達)または、償還払い(=一般の小売店等で各自介護用品を購入し、半年に1回レシートを添付した請求書を提出いただく方法)の2方法から選択

【費用負担】助成対象限度額(月額5,000円)内で利用した額の1割または2割
※介護保険の負担割合に基づく。

【申込方法】印かん、介護保険証、障害者手帳(ある人)をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください(家族による代理申請可)。その後、利用の可否を決定します。